

審査基準の具体的項目

選定基準 (指定手続条例第3条)	評価項目	評価の着眼点	配点	部分点	申請書類該 当箇所
住民の平等な利用を確保できるものか	住民の平等な利用	市が示した方針を理解し、平等な利用が確保できているか ・施設の設置目的及び市の方針に合致しているか ・住民の施設の平等な利用を確保できるか	10	10	2(1) 2(2)
施設の効用を最大限に発揮させるものか	利用者の増加	利用者の増加を図るための具体的手法は適切か ・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られる見込みか	40	15	3(1) 3(2)
	サービスの向上	サービスの向上を図るための具体的手法は適切か ・申請要項に示した内容の提案は適切か ・自主事業の提案は市が意図した企画となっているか ・施設の整備、機能を活用した内容となっているか		15	3(3) 3(4)
	施設の維持管理	施設の維持管理の内容は適切か ・施設管理、安全管理は適切に行われると思われるか ・維持管理は効果的に行われると思われるか		10	3(5)
管理に係る経費の縮減が図られるものか 管理を安定して行うため 財政的基礎を有しているか	経理的基盤	安定的な運営が可能となる経理的基盤が整っているか ・収支計画の実現可能性はあるか ・団体の財務状況は健全か	15	15	4(1) 4(2)
管理を安定して行うために 必要な人員を有しているか	実施体制	安定的な運営が可能となる組織・体制が整っているか ・職員体制は十分か、また採用や確保の方策は適切か ・緊急時や住民、利用者からの対応等の体制は確保される見込みか ・職員の指導育成、研修体制は十分か	15	15	5(1)①～⑤ 5(1)⑥～⑧ 5(1)⑨
その他、施設の設置目的 を達成するために必要と 認める事項	地域活性化	JR網田駅を核としたまちづくりの取組は適切か ・網田レトロ館を通じた地域活性化が期待できるか ・本市の地域の資源を活用した取組や情報発信は、期待できるか ・網田地域の課題解決に寄与することが期待できるか	20	20	6(1) 6(2) 6(3)